7　説明事項

（１）保健福祉に係る諸計画等

○ ―― 現計画期間
◎ ―― 次期計画予定期間

計画の名称	26	27	28	29	30	31	32
①地域福祉計画 （社会福祉法第 107 条第 1 項）	策定	○	○	○ 現計画進行管理及び見直し検討	○	○	○
②高齢者保健福祉計画 （老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項）	策定	○	○	○ 次期計画策定作業	◎	◎	◎
③介護保険事業計画 （介護保険法第 117 条第 1 項）	策定	○	○	○ 次期計画策定作業	◎	◎	◎
障がい支援計画 ④障がい者福祉計画 （障害者基本法第 11 条第 3 項）	策定	○	○	○ 次期計画策定作業	◎	◎	◎
障がい支援計画 ⑤障がい福祉計画 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項）	策定	○	○	○ 次期計画策定作業	◎	◎	◎
障がい支援計画 ⑥障がい児福祉計画 （児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項）				策定作業 ※３ヶ年計画	◎	◎	◎
⑦健康づくり計画 （健康増進法第 8 条第 2 項）	策定	○	○	○ 現計画進行管理及び見直し検討	○	○	○
子ども・子育て支援プラン ⑧子ども・子育て支援事業計画 （子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項）	策定	○	○	○ 現計画進行管理及び見直し検討	○	○	◎
子ども・子育て支援プラン ⑨次世代育成支援対策推進行動計画 （次世代育成支援対策推進法第８条第１項）	策定	○	○	○ 現計画進行管理及び見直し検討	○	○	◎

北広島市総合計画 （平成 23～32 年度）	○	○	○	○	○	○	○
	第５次（１０ヶ年）						
市総合計画の推進計画 （毎年３ヶ年の推進計画を策定）			策定	○	○	○	
				策定作業	◎	◎	◎

参考

地域福祉実践計画 ―社会福祉協議会策定―	策定	○	○	○ 現計画進行管理及び見直し検討	○	○	○